

ごみ搬入手数料等の今後のあり方について

答申（素案）

第1～4回のごみ搬入手数料等検討部会の議論を踏まえた
現時点での答申（素案）である。
議論が未了の継続審議事項については、点線の箱書き内に
各委員のこれまでの主な意見を記載している。

令和4年●月

京都市廃棄物減量等推進審議会

目 次

1	ごみ搬入手数料等の今後のあり方の検討に係る背景	1
(1)	審議の背景及び経過	1
(2)	ごみ搬入手数料に係る背景	2
ア	現行のごみ搬入手数料	2
イ	現行のごみ搬入手数料に至る経過	2
(3)	事業ごみに係る施策とごみ量の推移	4
ア	持込ごみ	4
イ	業者収集ごみ	4
(4)	ごみ処理に係る経費等の推移	6
2	現状と課題	6
(1)	ごみ搬入手数料の水準	6
ア	手数料算定基礎額の考え方	6
イ	手数料算定基礎額の算出結果（令和元年度）	7
ウ	手数料の水準に係る課題	7
(2)	ごみ搬入手数料の料金体系	8
ア	持込ごみ	8
イ	業者収集ごみ	9
ウ	料金体系に係る課題	9
(3)	業者収集ごみの搬入手数料の負担	11
ア	現状の負担状況	11
イ	業者収集ごみの搬入手数料の負担に係る課題	11
(4)	事業ごみのリサイクル状況等	14
ア	市に搬入される事業ごみの組成	14
イ	木質ごみの民間リサイクル状況	14
ウ	食品廃棄物の民間リサイクル状況	15
エ	事業ごみの民間リサイクル等に係る課題	15
3	課題を踏まえた今後の方向性	17
(1)	ごみ搬入手数料の見直しの方向性	17
ア	ごみ搬入手数料の料金体系	17
イ	ごみ搬入手数料の水準等	18
(2)	業者収集ごみの搬入手数料を排出事業者適切に負担いただくための方策	19
(3)	ごみ減量や民間リサイクルを促進するための方策	19
ア	木質ごみ（持込ごみ）	19
イ	食品廃棄物（業者収集ごみ）	19
(4)	今後の定期的な点検	20

1 ごみ搬入手数料等の今後のあり方の検討に係る背景

(1) 審議の背景及び経過

京都市は、事業ごみ（持込ごみ及び業者収集ごみ）の搬入手数料が処理原価（ごみ処理に係る経費）や木質ごみ・食品廃棄物の民間リサイクル料金を下回っていることから、令和3年3月に策定した「京・資源めぐるプランー京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）」において、業者収集ごみ及び持込ごみの搬入手数料のあり方を検討することとしている。

また、京都市は、支出が収入を上回る財政状態が長年続き、その不足分を、貯金にあたる財政調整基金だけでなく、将来の借金返済のための積立金である公債償還基金の取り崩しや市債で補填してきた結果、このままでは10年以内に公債償還基金を使い切り、最悪の場合、財政再生団体にもなりかねない状況であったことから、令和3年8月に「行財政改革計画」を策定し、歳出の見直しや受益者負担の適正化などの取組を集中的に進める中、手数料についても、点検・見直しの対象となった。

このような状況を踏まえ、令和4年1月26日、京都市から「ごみ搬入手数料等の今後のあり方」について、次の3点が本審議会に諮問された（資料1参照）。

- ① 持込ごみ及び業者収集ごみの搬入手数料の体系及び金額の水準
- ② 業者収集ごみの搬入手数料を排出事業者に適切に負担いただくための方策
- ③ 民間リサイクルを促進するための方策

①については、国も近年、排出事業者責任や民間リサイクルの促進の観点から、「処理原価相当の料金を徴収することが望ましい」という方針を示しており、これらの観点に加え、京都市の財政状況、排出者の費用負担の実態等も踏まえて検討すべきものであるという趣旨での内容である。

②については、京都市は、排出事業者は排出量に応じて負担いただくべき業者収集ごみの搬入手数料を、一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）に搬入量に応じた額を納付いただく形で、排出事業者から間接的に徴収しているという特性を踏まえた内容である。

③については、民間リサイクルの促進に向けては、搬入手数料と民間リサイクル料金との乖離という課題に対するアプローチ以外にも幅広く検討する必要があるという趣旨での内容である。

本審議会は、京都市からの諮問を受け、ごみ搬入手数料等検討部会（以下「部会」という。）を設置し、上記3点に関する議論を中心に、計●回（審議会●回、部会●回）の議論を重ねてきたところである。

(2) ごみ搬入手数料に係る背景

ア 現行のごみ搬入手数料

持込ごみは、重量に応じた3つの料金区分（以下「重量区分」という。）を設け、搬入量が多いほどより大きな費用負担割合を負う累進制を導入し、1,000～2,000 円/100kg 程度の料金を徴収している。

業者収集ごみは、持込ごみの累進制を準用する形で、大半の排出事業者の1回当たりの排出量が累進制の一番重量の小さい第1区分(100kg 以下)に収まるとの考えの下、1,000 円/100kg（持込ごみの累進制の第1区分相当の金額）に設定しており、許可業者から搬入量に応じた料金を間接的に徴収している。

表 1 現行のごみ搬入手数料

持込ごみの搬入手数料	業者収集ごみの搬入手数料
・第1区分（100kg 以下）：1,000 円 ・第2区分（100kg～600kg）：1,500 円/100kg ・第3区分（600kg 超）：2,000 円/100kg	1,000 円/100kg

イ 現行のごみ搬入手数料に至る経過

(ア) ごみ搬入手数料の経過

平成13年度以前は、処理原価のうち、いわゆる直接費（ランニングコスト）相当の金額を搬入者に負担いただく形で、持込ごみと業者収集ごみの手数料を設定するとともに、業者収集ごみは、①収集運搬業務の公共性・特殊性、②許可業者の零細性、を理由に、当該手数料から減額措置を講じていた。また、概ね4年毎に点検・見直しを行っていた。

平成13年度以降は、ごみ処理施設における排ガス設備の高度化等により、建設費や改良費等のその他の多額の費用がかかっている実態を踏まえ、処理原価のうち、いわゆる間接費（減価償却費等）についても、排出事業者責任・受益者負担の観点から、搬入者に負担いただくべきものとして、ごみ減量・リサイクルを促進するため、処理原価に近づける形で改定を行ってきた。

具体的には、持込ごみについては、ごみ減量・リサイクルに向けたより強いインセンティブを働かせるため、平成13年度から累進制を導入するとともに、1回当たり搬入量の少量化が進むのに合わせ、段階的に各重量区分の重量の引き下げと各重量区分の料金の引き上げを行ってきた。

業者収集ごみについては、持込ごみの累進制を準用する形で、1,000 円/100kg に設定したうえで減額措置を講じてきたが、当該減額措置が許可業者への便益よりも実質的に排出事業者の適正な費用負担を阻害し、結果として排出事業者のごみ減量・リサイクルの意識を希薄にしていたことなどから、平成20年度から平成26年度にかけて段階的に当該措置を廃止し、現在に至る。

なお、京都市は、許可業者が市民・事業者から受け取る料金の上限額を「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）で定めており、平成13年度以降は見直しを行っていない。

※ 京都市はかつて市民・事業者が臨時または多量に排出するごみを有料で収集しており、現在もその手数料が条例に定められ、その手数料額が、廃棄物処理法により、許可業者と市民・事業者の契約料金の上限額となっている。

表 2 ごみ搬入手数料の改定経過

年度※		持込ごみ 搬入手数料	業者収集ごみ 搬入手数料	(減額措置後) 業者収集ごみ 搬入手数料	許可業者の 契約上限額
平成	9	700 円/100kg	700 円/100kg	300 円/100kg	700 円/100L
	10				
	11				
	12				
	13	1,000 円/100kg	380 円/100kg	800 円/100L	
	14				
	15		500 円/100kg		
	16				
	17		650 円/100kg		
	18				
	19		800 円/100kg		
	20				
	21		【現行の手数料】 1,000 円/100kg (減額措置を廃止)		
	22				
	23		【現行の手数料】 1,000 円/100kg (減額措置を廃止)		
	24				
	25		【現行の手数料】 1,000 円/100kg (減額措置を廃止)		
	26				
	27				

※ 手数料改定があった年度については、改定後の手数料額を掲載。

(イ) 現行手数料への改定

現行手数料への改定に当たり、持込ごみは平成 21 年 3 月に条例を改正のうえ、約半年間の周知・据置期間を設け、平成 21 年 10 月に改定を行っている。これに対し、業者収集ごみは、平成 18 年 3 月に条例を改正のうえ、激変緩和措置として、約 2 年間の周知・据置期間を設けるとともに、平成 20 年 4 月から平成 26 年 4 月にかけて段階的に改定を行っている。

なお、業者収集ごみに激変緩和措置が講じられた理由は、持込ごみは、臨時的に大量のごみが発生した場合に自ら搬入する、又は、許可業者等がごみの排出者との単発的な契約に基づき搬入する場合が多いのに対し、業者収集ごみは、事業者が日々排出するごみを許可業者が定期契約に基づき搬入するものであり、契約の見直し等に一定の期間を要するためであり、また、業者収集ごみの改定後の手数料が改定前の 2 倍（平成 18 年 3 月時点：500 円/100kg→平成 26 年 4 月：1,000 円/100kg）に及び、排出事業者や許可業者の経営状況を勘案する必要があったためである。

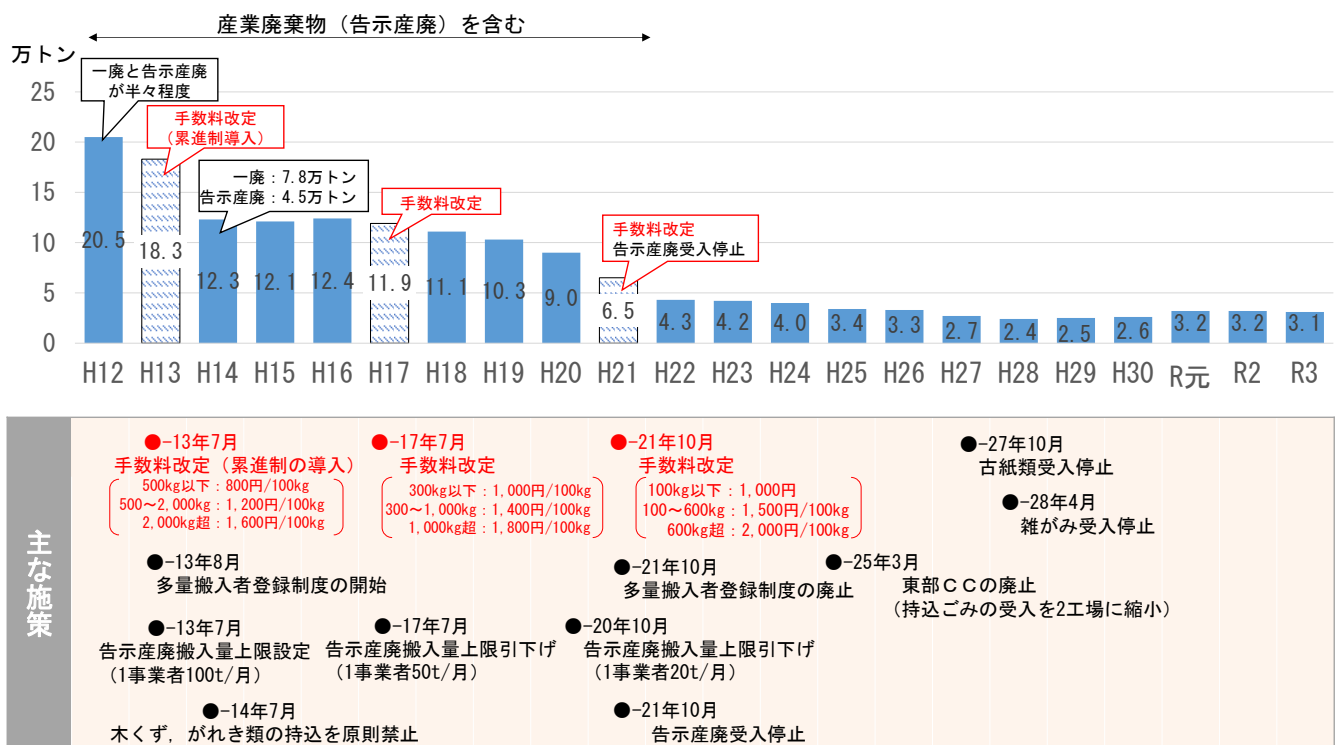
(3) 事業ごみに係る施策とごみ量の推移

ア 持込ごみ

持込ごみ量は、平成12年度にピークを迎えた（20.5万トン）が、それ以降、累進制の導入や手数料改定、産業廃棄物（告示産廃）の段階的受入停止、多量搬入者登録制度の導入、それに伴う周知・啓発の徹底を進めた結果、産業廃棄物を中心に、ごみの減量や民間リサイクルが大幅に進み、平成22年度には、ピーク時の約2割にまで減少した。

産業廃棄物の受入を停止して以降、平成22年度から平成28年度にかけても、古紙類や雑がみの受入停止やそれに伴う周知・啓発の徹底を進めた結果、ごみの減量や民間リサイクルが進み、持込ごみ量は減少した。しかしながら、平成29年度に増加傾向に転じ、令和元年度以降はほぼ横ばいとなっている。

図1 持込ごみ量の推移と京都市の主な取組

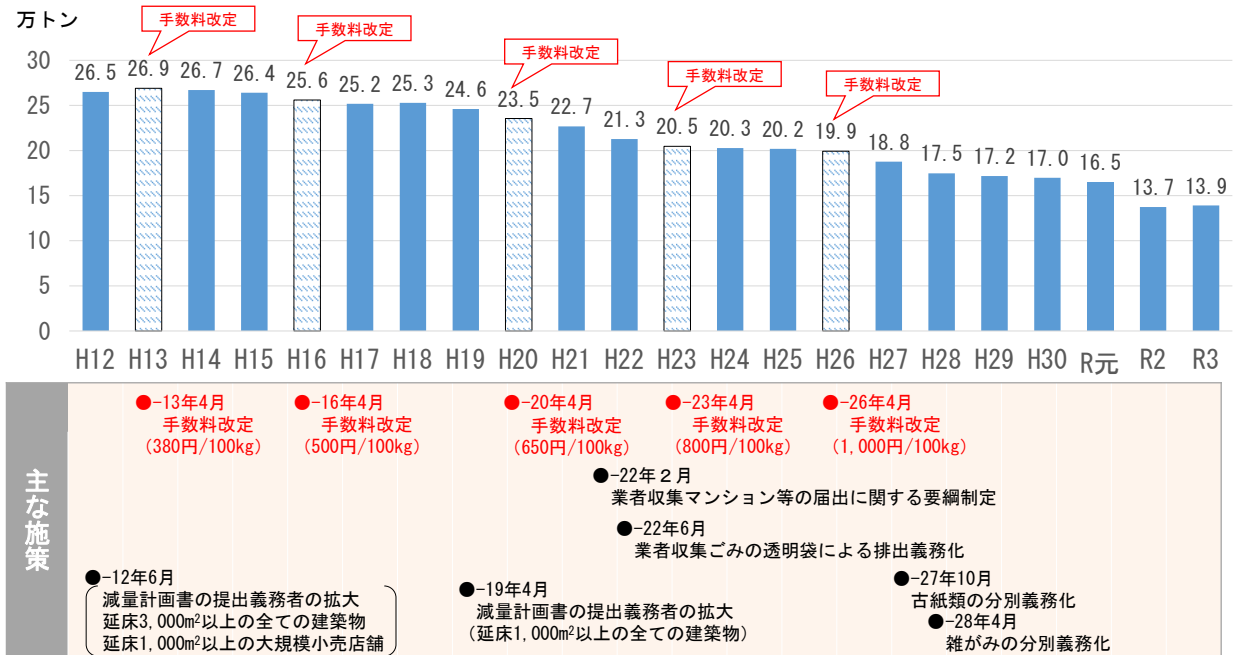


イ 業者収集ごみ

業者収集ごみ量は、平成13年度にピーク（26.9万トン）を迎えた後、平成18年度にかけて緩やかに減少傾向であったが、平成19年度以降、排出事業者及び許可業者による御理解・御協力のもと、減額措置の段階的廃止による手数料改定、透明袋による排出の義務化、古紙類や雑がみの分別義務化等の取組を強力に進めた結果、ごみの減量や民間リサイクルが大幅に進み、令和元年度にはピーク時の約6割にまで減少した。

更に、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大が事業活動に大きな影響・被害を与え、業者収集ごみ量は、大幅に減少し、ピーク時の約半分にまで減少している。

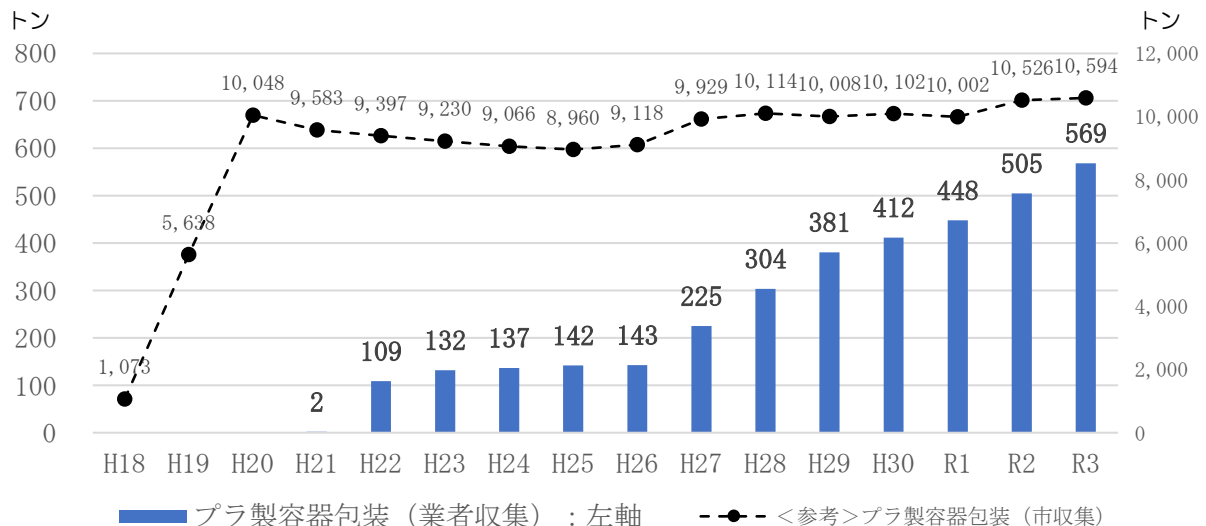
図2 業者収集ごみ量の推移と京都市の主な取組



なお、市が受け入れている業者収集ごみの中には、一部、市収集ではなく許可業者による収集を選択している共同住宅等（以下「業者収集マンション」という。）のごみが含まれ、この業者収集マンションのごみは、燃やすごみとプラスチック製容器包装（以下「マンションプラ」という。）の2種類がある※。業者収集マンションの分別の促進に向けては、条例に基づき、マンション管理者等に入居者への分別ルールやその周知・啓発の方法に関する届出を提出いただくとともに、当該届出の内容に沿った入居者への啓発を実施していただいております。また、許可業者と京都市が連携し、分別が不十分な業者収集マンションに対して指導啓発を実施し、適切な分別排出を促しているところである。これらの取組により、近年、業者収集マンションの分別が進み、マンションプラの回収量も大きく増加している。

※ 許可業者は業者収集マンションの缶・びん・ペットボトル等も収集しているが、それらは市の施設ではなく、民間の施設に搬入され、リサイクルされている。

図3 マンションプラの量の推移

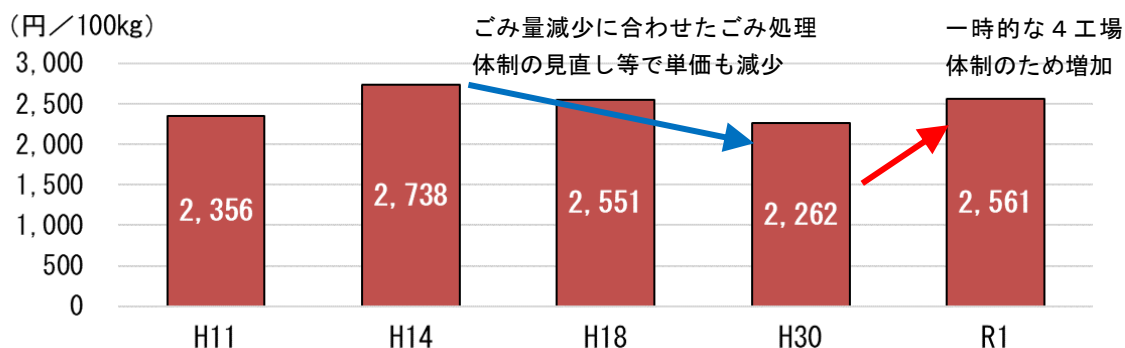


(4) ごみ処理に係る経費等の推移

市民・事業者の御理解・御協力のもと、京都市のごみの受入量がピーク時（平成12年度）の82万トンから半減以下にまで減少したことに伴い、クリーンセンターを5工場から3工場体制に縮小するなど、ごみ処理体制の見直し等を進めた結果、ごみ処理経費（総額）を大幅に削減してきている（平成14年度：367億円→令和元年度：224億円（△約4割））。

事業ごみについては、従前から、搬入手数料の検討に当たり、事業ごみの処理原価から国の補助金やごみ発電による収入分を控除した額（単価）を「手数料算定基礎額」として算出しており、ごみ量が減少する中、処理経費を大幅に削減してきた結果、その額も削減してきている。ただし、令和元年度は南部クリーンセンター第二工場が新たに稼働し、一時的に4工場体制となっていたため、平成30年度と比べて増加している。

図4 事業ごみの搬入手数料の算定基礎額*の推移



※ 令和元年度は、算定方法を切り替えている（2（1）ア 参照）が、これまでの値との比較を目的として、従前の算定方法で算定した値を記載。

2 現状と課題

(1) ごみ搬入手数料の水準

ア 手数料算定基礎額の考え方

京都市では、事業ごみの搬入手数料の検討に当たり、事業ごみの処理原価から国の補助金やごみ発電による収入分を控除した額（単価）を「手数料算定基礎額」として算出している。

なお、従前は、全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」を参考とした京都市独自基準を用いて算出してきたが、令和3年に国が、ごみ処理事業に係る行政コストの統一的な分析・評価手法として「（改定）一般廃棄物会計基準（以下「国基準」という。）」を策定し、地方公共団体に対して導入を求めていることを踏まえ、京都市もより標準的な方法で算定するため、令和元年度以降の手数料算定基礎額については、国基準に準ずる形で算出している（資料5参照）。

なお、今回の搬入手数料の検討に当たっては、令和2年度以降のコロナ禍の影響を考慮し、コロナ禍以前の直近年度である令和元年度の手数料算定基礎額を採用する。

イ 手数料算定基礎額の算出結果（令和元年度）

国基準に基づいて算出した令和元年度の事業ごみの処理原価（単価）は 2,677 円/100kg であり、そこから減価償却費の国補助金充当分やごみ発電等による収入分を控除した手数料算定基礎額は 2,222 円/100kg である。

ただし、令和元年度は、南部クリーンセンター第一工場と第二工場が同時に稼働している一時的な 4 工場体制であり、令和 3 年度以降の 3 工場体制と比べて、南部クリーンセンター第一工場関連の費用として 200 円/100kg 程度の追加的な費用を要している。

表 3 手数料算定基礎額及びその内訳（令和元年度）

	100kg あたり 金額	摘 要
中間処理部門(①)	2,239 円	クリーンセンターでの中間処理に係る下記費用から事業系分をごみ量により按分して算定
人件費	420 円	クリーンセンター職員の人件費
処理費／ 委託費等	842 円	(主な内訳) ・クリーンセンター運営費(光熱水費、保守管理費、 運営委託費等)：793 円 ・焼却灰の運搬費：32 円 など
減価償却費	977 円	クリーンセンター(プラント、建物等)の減価償却費
最終処分部門(②)	438 円	最終処分に係る下記費用から事業系分をごみ量(無料受入れ分を除く。)により按分して算定
人件費	27 円	埋立管理事務所職員の人件費
処理費／ 委託費等	204 円	(主な内訳) ・埋立処分地運営費(光熱水費、保守管理費(搬入道路等の付帯施設を含む)等)：168 円 ・大阪湾広域処理場埋立処分料金：34 円 など
減価償却費	199 円	埋立処分地(工作物等)の減価償却費
移転費用	8 円	大阪湾広域処理場整備事業負担金
費用計(=①+②) (処理原価)	2,677 円	
収入分(③)	455 円	
国補助金充当分	162 円	減価償却費の国補助金充当分
収入等	293 円	ごみ発電等による収入
手数料算定基礎額 (=①+②-③)	2,222 円	

ウ 手数料の水準に係る課題

(ア) 手数料と手数料算定基礎額（令和元年度）の乖離

持込ごみについては、約 3 万トンの搬入量に対して約 5 億円の手数料収入であることから、全体としては約 1,650 円/100kg の手数料を負担いただいている。そのため、手数料算定基礎額と手数料との乖離は約 550 円/100kg である。

業者収集ごみについては、1,000 円/100kg の手数料を負担いただいていることから、手数料算定基礎額と手数料との乖離は約 1,200 円/100kg である。

これらの事業ごみは、排出事業者責任や受益者負担が求められる中、乖離分を公費で負担している状況である。

(イ) 他都市の手数料との差

事業ごみの搬入手数料は、国の方針にもあるように、排出事業者責任や受益者負担の考えから、処理原価を基に料金設定する自治体が多く、また、その設定に当たっては、近隣市町村の手数料と大きな差がある場合、それらの市町村との間でごみの不適正な流入・流出が懸念されるため、周辺自治体の手数料も参考にする場合が多い。

政令市（京都市を除く）の平均※は、持込ごみ・業者収集ごみともに、約 1,500 円/100kg（800 円/100kg～2,970 円/100kg）であり、持込ごみについては、京都市と同程度又は少し低い水準、業者収集ごみについては、京都市の 1.5 倍程度水準となっている。なお、京都市の業者収集ごみの搬入手数料は、神戸市（800 円/100kg）、大阪市（900 円/100kg）に次いで 3 番目に低く、近畿の政令市は全国と比べて低い水準となっている。

京都市の隣接市町村等の平均※は、持込ごみが約 1,800 円/100kg（800～4,400 円/100kg）、業者収集ごみが約 1,600 円/100kg（800～1,980 円/100kg）であり、いずれも京都市より高い水準となっている。

※ 平均の算出に当たっては、品目や重量によって異なる料金を設定している自治体があるため、当該自治体は一番安い区分と一番高い区分の料金の中間値を採用するなど、簡易的な方法で算出している。
（例）京都市の持込ごみの場合：（1000 円＋2000 円）÷2 = 1,500 円/100kg

(2) ごみ搬入手数料の料金体系

ア 持込ごみ

持込ごみの搬入手数料は、搬入量が多いほどより大きな費用負担割合を負う累進制を導入している。累進制は、主に多量搬入者に対して、ごみ減量・リサイクルへのより強いインセンティブを働かせるため導入したものであり、導入当初は、第1区分：500kg 以下、第2区分：500～2,000kg、第3区分：2,000kg 以上、の3つの重量区分であったが、1 回当たり搬入量の少量化に伴って各重量区分の重量を引き下げてきた結果、現状は、第1区分：100kg 以下、第2区分：100～600kg、第3区分：600kg 超、となっている。また、搬入量は 10kg 単位で計量しているが、手数料徴収に当たっては、10kg 単位を切り上げた 100kg 単位で課金している。

現状の搬入者については、第1区分（100kg 以下）が約 6 割を占め、次いで、第2区分（100～600kg）が約 4 割、第3区分（600kg 超）は 1 割弱となっている。搬入者には事業者だけでなく市民も含まれ、搬入量では、事業者が約 6 割、市民が約 4 割を占めるのに対し、搬入者数（搬入台数）では、事業者が約 4 分の 1、市民が約 4 分の 3 となっている。

市民・事業者ともに、市や許可業者が定期的に収集するごみとは別に、臨時的にごみが発生した時に単発的に利用する場合が多く、市民と事業者とで同一の手数料を設定している。

なお、アンケート結果では、搬入者の搬入頻度は、「1 年に 1 回以下程度」と「1 年に数回程度」が約 9 割を占める。

図 5 重量区分別の搬入台数

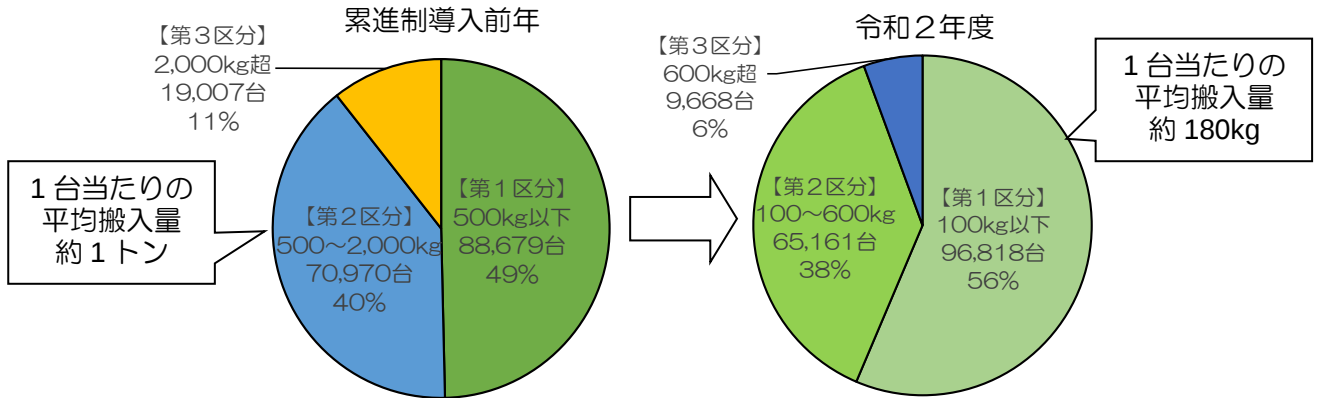
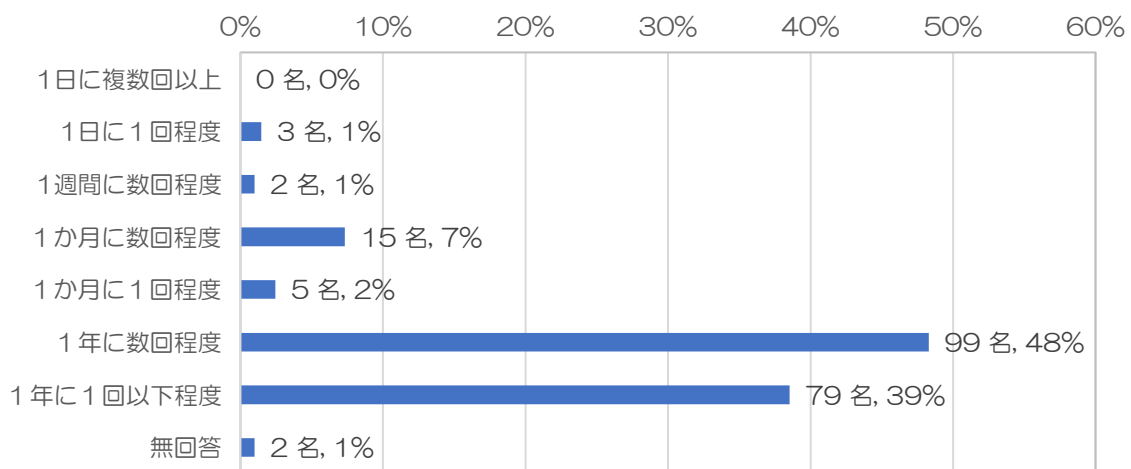


図 6 持込ごみ搬入者の搬入頻度（持込ごみ搬入者アンケート）



イ 業者収集ごみ

現行の業者収集ごみの手数料は、持込ごみの累進制を準用し、大半の排出事業者の1回当たりの排出量が第1区分の重量範囲に収まるとの考えの下、1,000円/100kg（持込ごみの累進制の第1区分相当の金額）としている。

業者収集ごみには、事業所だけでなく、業者収集マンションのごみも含まれるが、この業者収集マンションは、収集の頻度や時間を選ぶことができ、マンション等の管理者やその住居者にとって利点があることなどから、マンション等の管理者が敢えてこの収集方法を選択している場合が多く、事業所・業者収集マンションともに同一の手数料となっている。

ウ 料金体系に係る課題

(ア) 持込ごみ

1回当たりの搬入量が格段に少なくなった現状において、累進制の3つの重量区分を意識して、ごみ減量（ごみ搬入量（総量）の抑制）に努めている搬入者は少数（アンケート結果では8%）となっている。また、重量区分の重量を順次引き下げてきた結果、更なる重量区分の重量の引き下げ余地が小さくなるとともに、100kg以下という小さな範囲の中に搬入者の約6割が集中する状況になっている。

また、上の重量区分ほど手数料が高くなるため、手数料を安く抑えるために、ごみを複数回に分けて搬入するなどし、一回当たりの搬入量をコントロールする人が一定数いる（アンケート結果では 14%）。こういった行動は、クリーンセンターの近くの住民や事業者ほど容易にとることができるため不公平であり、また、車による環境負荷の増加や混雑、現場の作業効率の低下といった問題の要因にもなる。

なお、課金単位を 100 kg 単位にしていることも、同様の問題を生じさせる要因となっている。また、搬入量がわずかな差でも、負担額に大きな差が生じる場合があり、例えば、搬入量が 200kg と 210kg の人の負担額はそれぞれ 2,500 円と 4,000 円、単価では 1,250 円/100kg と 1,905 円/100kg となっている。

図 7 持込ごみ搬入者の累進制への対応状況（持込ごみ搬入者アンケート）

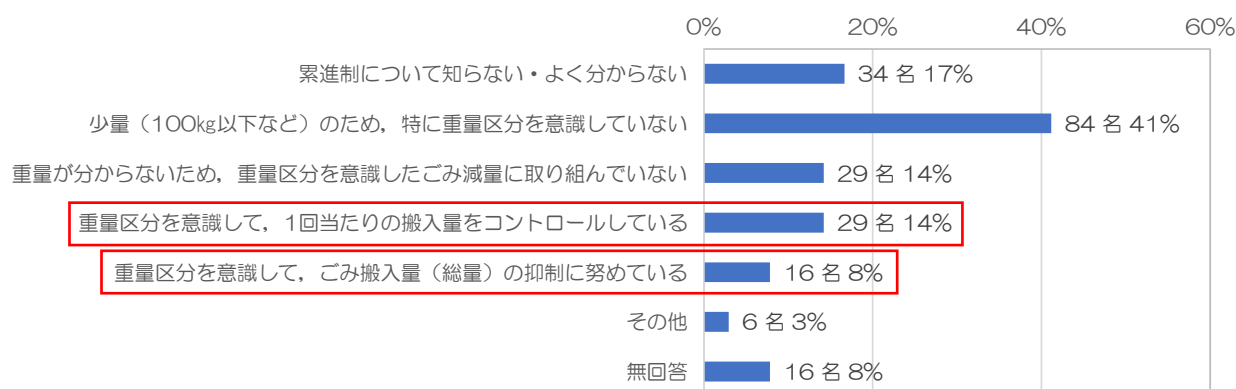
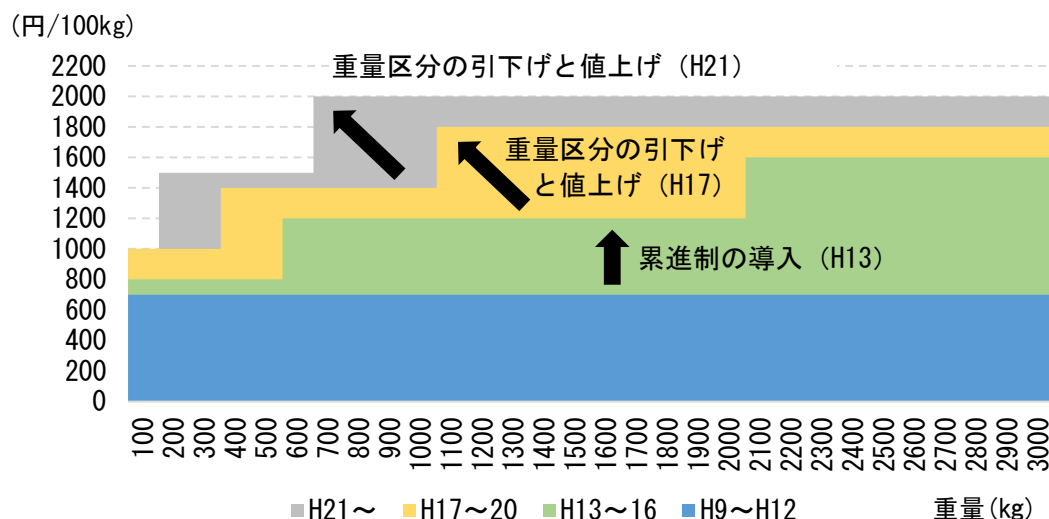


図 8 持込ごみの手数料の推移

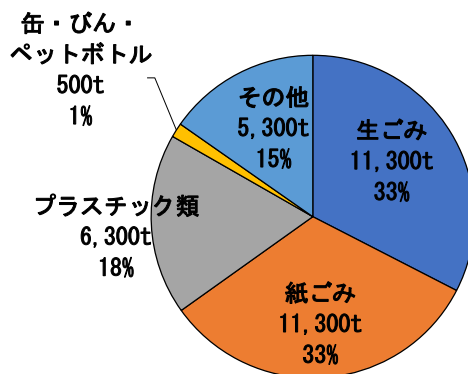


(イ) 業者収集ごみ

現状、市が受入を行い、手数料を徴収している業者収集マンションのごみには、燃やすごみとマンションプラの2種類があるが、これらは同一の手数料に設定しており、分別の経済的インセンティブは特に働いていない状態である。

マンションプラは、近年、入居者やマンション管理者、許可業者の皆様の取組により、分別が進んでいる（1（3）イ参照）が、業者収集マンションの燃やすごみの中には、依然としてプラスチックごみが一定数含まれている状態であり、今後、プラスチック製品の分別回収も始まる中、更なる分別・リサイクルの促進が求められる。

図 9 業者収集マンションの燃やすごみの組成（令和２年度）



令和２年度京都市細組成調査に基づき推計

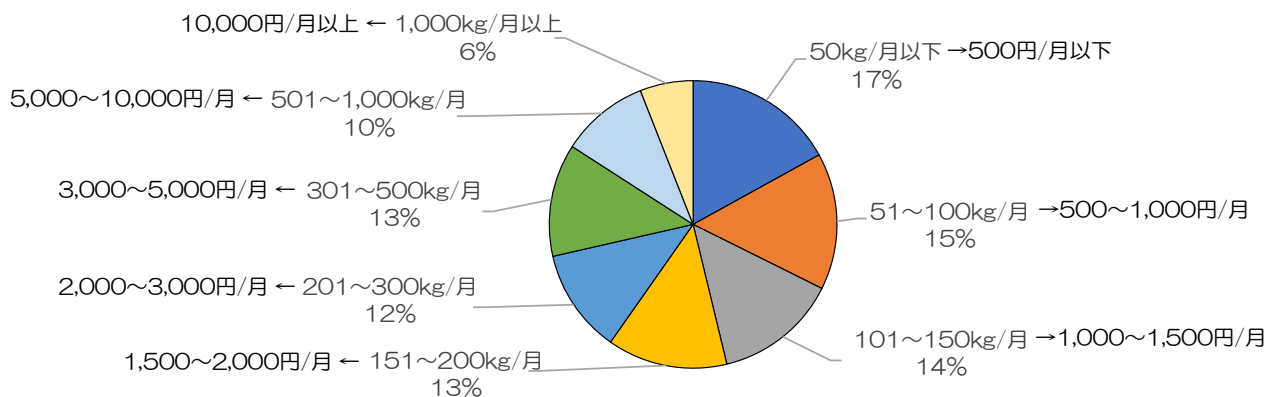
（３）業者収集ごみの搬入手数料の負担

ア 現状の負担状況

業者収集ごみの搬入手数料は、本来、排出事業者に排出量に応じた金額を負担いただくべきものであり、現状、排出事業者と許可業者の契約料金の中に含まれている。

排出事業者のごみの排出量に基づく搬入手数料の額は、500 円/月以下から 10,000 円/月以上など様々である。

図 10 業者収集ごみの排出事業者による搬入手数料の負担状況（令和２年度）



令和２年度京都市細組成調査に基づき推計

イ 業者収集ごみの搬入手数料の負担に係る課題

（ア）手数料の認知状況等

搬入手数料は、排出量（搬入量）に応じてその金額が決まるため、搬入手数料の改定やごみの排出量の増減があった場合、それに応じたものになるものであるが、その見直しにおいては、搬入手数料が排出事業者と許可業者の契約料金の中に収集運搬料金とあわせて内包されているという点を考慮する必要がある。

現状、排出事業者に対するアンケート結果では、許可業者との契約料金の中に市の手数料が含まれることを知っている方は半数程度にとどまり、契約料金のうち手数料がどの程度の割合を占めるかを知っている方は約２割にとどまっている。また、半数近くの事業者が日々のごみの排出量を把握しておらず、契約料金もごみの排出量に多少の増減があっても変わらない場合が多いことから、手数料やその金額の基になるごみの排出量に対する意識が希薄である状況が伺われる。

これは、京都市が徴収している手数料である一方、排出事業者と許可業者の契約がその間にあり、また、京都市による排出事業者への周知啓発や関与が不十分であることも一因と考えられる。

図 11 契約料金の中に市の手数料が含まれることを知っている方の割合（排出事業者アンケート）

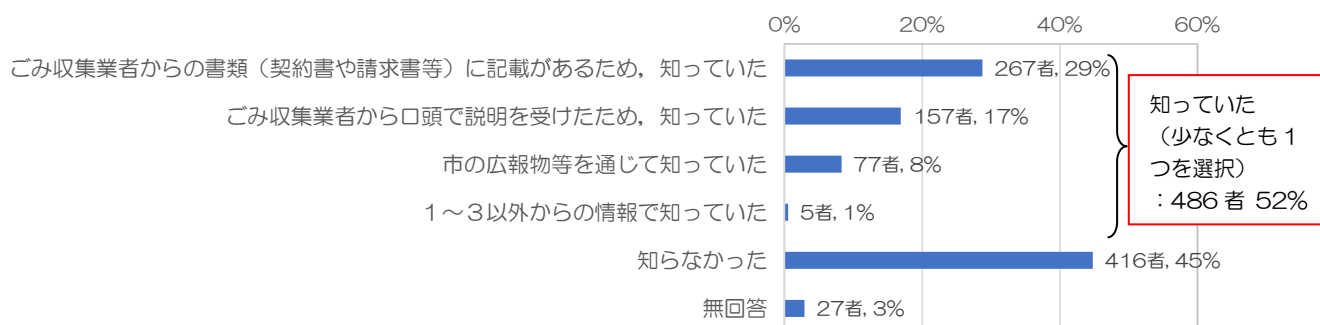
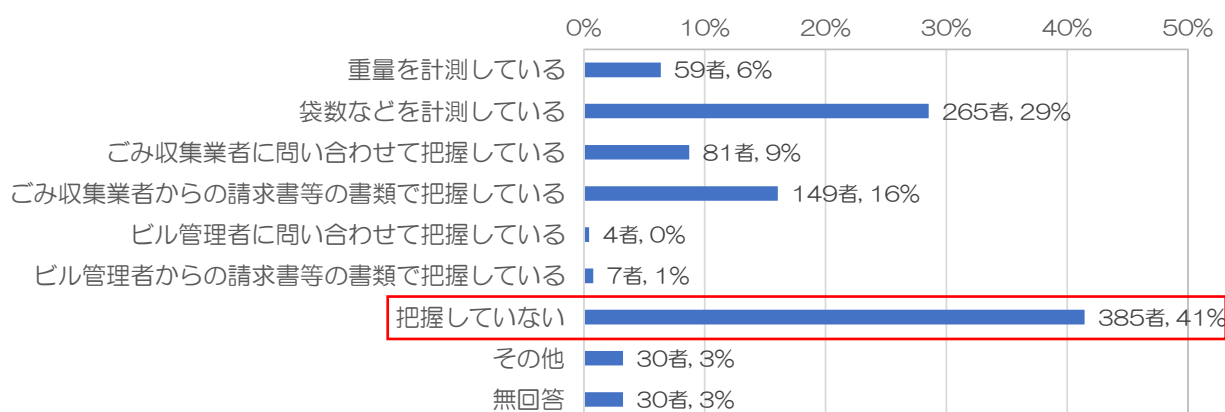


図 12 ごみの排出量を把握している方の割合（排出事業者アンケート）



(イ) 前回の手数料改定

前回の手数料改定に伴う契約の見直しについて、排出事業者へのアンケートでは、「許可業者から要請があり、承諾したことがある」と回答した方が25%にとどまり、「わからない、覚えていない」と回答した方が約半数に上っている。また、許可業者側へのアンケートでは、「80～100%価格転嫁できた」と回答した方は約1割にとどまっており、手数料改定に伴う契約見直しが十分に実施できなかった状況が伺われる。

前回の手数料改定においては、排出事業者・許可業者・行政の3者で周知・啓発の仕方や内容を議論したうえで、京都市も様々な周知啓発を行ったが、契約の見直しが手数料改定によるものと理解してもらえないこともあるなど、排出事業者の理解を十分に得ることができなかったことが、契約の見直しが進まなかった主な要因と考えられる。

なお、前回の手数料改定は3段階で行ったが、3回とも契約の見直し要請を行った許可業者は約2割にとどまり、契約の見直し要請を行う許可業者と行わない許可業者が並存する状況になってしまったことも、排出事業者の理解を得ることを難しくした一因と考えられる。

図 13 前回の手数料改定に伴う契約の見直し状況（排出事業者アンケート）

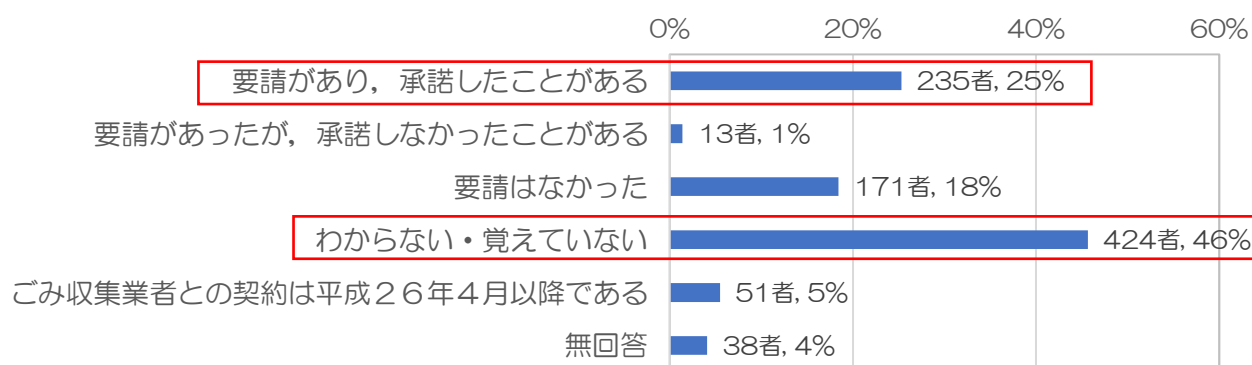
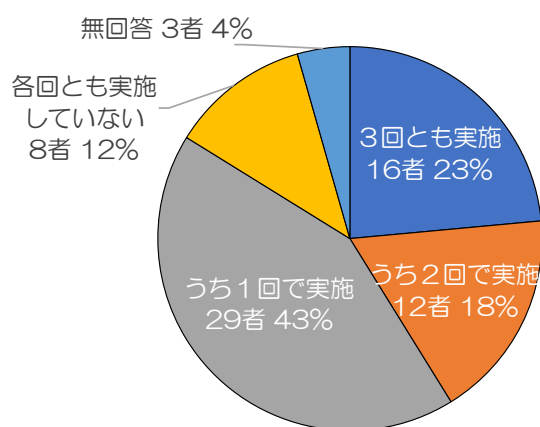


表 4 前回の手数料改定に伴う契約料金への価格転嫁の状況（許可業者アンケート）

【件数ベース】		【金額ベース】	
80%～100%	10%	80%～100%	10%
60%～80%	25%	60%～80%	16%
40%～60%	19%	40%～60%	24%
20%～40%	24%	20%～40%	16%
0%～20%	18%	0%～20%	24%
無回答	4%	無回答	10%

※ 各選択肢の中央値を用いて算出した平均値は、件数ベースで45%、金額ベースでは40%

図 14 前回の手数料改定に伴う契約見直し要請の実施状況（許可業者アンケート）



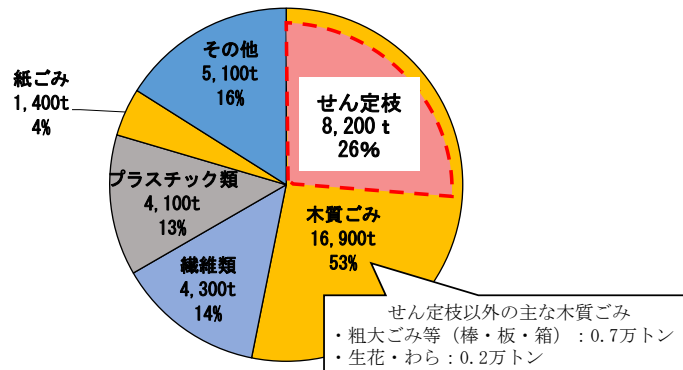
(4) 事業ごみのリサイクル状況等

ア 市に搬入される事業ごみの組成

(ア) 持込ごみの組成（令和2年度）

持込ごみの半分以上を木質ごみが占め、その量は約 1.7 万トンであり、中でもせん定枝が約 0.8 万トンと最も多く、次いで、家具等の粗大ごみが約 0.7 万トンと多い。

図 15 持込ごみの組成（令和2年度）



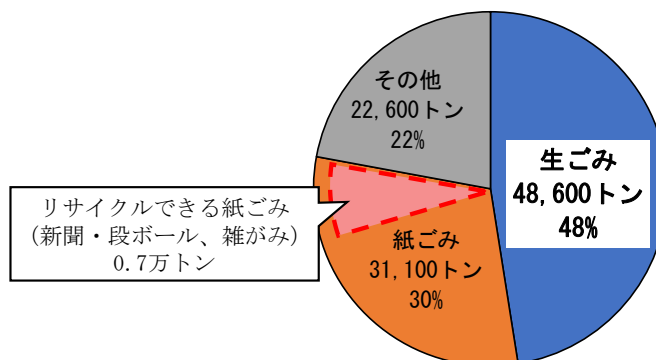
令和2年度京都市ごみ質調査に基づき推計

(イ) 業者収集ごみ（事業者）の組成（令和2年度）

事業者由来の業者収集ごみの約半分を食品廃棄物が占め、その量は約 4.9 万トンである。

なお、このうち、本市内に有する店舗等の合計が 3,000m² 以上の「特定食品関連事業者」（食品小売店、飲食店、ホテル・旅館など）が条例に基づいて提出する「減量計画書」によれば、これらの事業者から排出され、クリーンセンターに搬入される食品廃棄物の量は約 0.8 万トン（6分の1程度）である。

図 16 業者収集ごみ（事業者）の組成（令和2年度）



令和2年度京都市細組成調査に基づき推計

イ 木質ごみの民間リサイクル状況

(ア) 木質ごみの民間リサイクル量（令和2年度）

約 0.7 万トンの木質ごみが民間施設でリサイクルされており、その多くがせん定枝である。

(イ) 木質ごみの民間リサイクル施設

民間リサイクル施設は市内に 6 施設あり、そのうち 2 施設で堆肥化、4 施設で燃料化が行われている。施設の受入余力については、多いところで 7～8 割程度ある。た

だし、せん定作業繁忙期や台風による倒木等が急増した場合には、受入余力がなくなる場合もある。

受入料金については、枝葉や幹が平均約 2,000 円/100kg である。枝葉や幹は、6施設全てが受入を行っているが、その他の品目は、受入を行っていない施設があり、また、受入に伴って、不純物の混入を認めていない施設が多い。

品目		受入 施設数	リサイク ル方法	受入料金(収集運搬料金を含まず)
木 類	枝葉、幹	6/6	堆肥化 燃料化	平均約 2,000 円/100kg (1,600~2,750 円/100kg)
	木の根	4/6		平均約 2,900 円/100kg (1,870~3,850 円/100kg)
草 類	刈草	2/6		平均約 3,300 円/100kg (2,750~3,850 円/100kg)
	落ち葉	3/6		平均約 1,700 円/100kg (1,400~1,980 円/100kg)

ウ 食品廃棄物の民間リサイクル状況

(ア) 食品廃棄物の民間リサイクル量（令和２年度）

約 0.9 万トンの食品廃棄物が民間施設でリサイクルされている。

(イ) 食品廃棄物の民間リサイクル施設

民間リサイクル施設は市内になく、収集運搬業の許可上、京都府内の 1 施設（飼料化）、他府県（大阪、滋賀、三重）の 7 施設（飼料化、堆肥化、油脂化、炭化、メタン化）への搬入を認めている。施設の受入余力については、全体としては、ひっ迫している状況でもないが、余力がない施設や受入条件がある施設があり、それゆえに、比較的遠くの民間リサイクル施設まで運搬せざるを得ない実態もある。

受入料金については、平均約 2,700 円/100kg（1,000~4,000 円/100kg）※である。

※ 上記 8 施設のうち、アンケートで受入料金について回答があった 5 施設の平均。同一施設でも、分別の状況によって受入料金が異なる場合がある。

エ 事業ごみの民間リサイクル等に係る課題

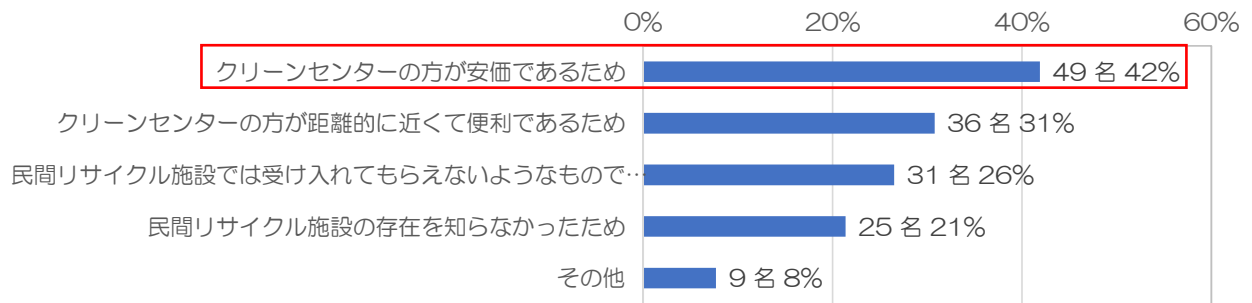
(ア) 木質ごみ

京都市は、造園業者等に対して、民間リサイクル施設への誘導の啓発を行うほか、京都市発注の公園や街路樹のせん定作業において可能な限りリサイクルするよう仕様書に定めるなどしているが、持込ごみの中には、木質ごみが依然として多く含まれる。

民間リサイクル施設でなく、クリーンセンターに木質ごみが持ち込まれる要因としては、持込ごみ搬入者に対するアンケート結果では、「クリーンセンターの方が安価であるため」と回答した人が 4 割に上っており、実際、木質ごみ（せん定枝）の市内の民間リサイクル施設の受入料金（平均約 2,000 円/100kg）は、持込ごみの搬入手数料よりも全体的に高い金額となっている。

また、品目によって民間リサイクル施設で受け入れてもらえないものがあるほか、不純物が混入している場合も受け入れてもらえない場合が多く、リサイクルのために分別のうえ別々に運搬しなければならないなど、分別や運搬に係る課題もある。

図 17 民間リサイクル施設でなくクリーンセンターに木質ごみを持ち込む理由（持込ごみ搬入者アンケート）



(イ) 食品廃棄物

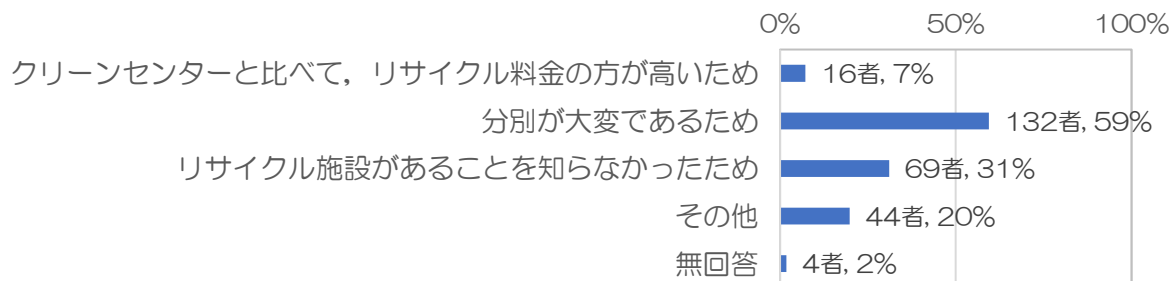
京都市は、京都市内に有する店舗等の面積の合計が 3,000m² 以上の食品小売店、飲食店、ホテル・旅館などの食品関連事業者を「特定食品関連事業者」とし、条例でごみの減量や減量計画書の提出を義務付けるとともに、必要に応じて訪問調査等を行うなどしているが、業者収集ごみの中には、食品廃棄物が依然として多く含まれる。

民間リサイクル施設でなく、クリーンセンターに搬入される要因は、食品廃棄物の近隣の民間リサイクル施設の受入料金の平均が約 2,700 円/100kg であり、この民間リサイクル料金と業者収集ごみ手数料（1,000 円/100kg）の価格差も一因と考えられるが、排出事業者は手数料と民間リサイクル料金の価格差よりもむしろ分別の手間を課題として挙げる方が多い。食品廃棄物をリサイクルする場合、収集運搬費が新たに発生することが多く、現状、追加の手間や費用をかけてでもリサイクルを進めようとする事業者は少ない状況である。

また、そもそも民間リサイクル施設があることを知らない方も多く、食品リサイクル法や条例の報告義務の対象外である事業者を中心に、民間リサイクル施設の認知度の低さも問題であると考えられる。

民間リサイクルされている場合であっても、余力がない施設や受入条件がある施設があるため、比較的遠くの他府県の民間リサイクル施設まで運搬せざるを得ない実態もある。

図 18 食品廃棄物のリサイクルに取り組めていない理由（排出事業者アンケート）



3 課題を踏まえた今後の方向性

(1) ごみ搬入手数料の見直しの方向性

ア ごみ搬入手数料の料金体系

(ア) 持込ごみ

累進制は、多量搬入者対策として、その他の施策と併せて持込ごみの減量や民間リサイクルの誘導に寄与してきたが、現状では、一回当たりの搬入量が格段に少なくなり、累進制を意識して減量に取り組む人が少なくなっている。そのため、以下の理由から、累進制から比例制に移行することが望ましい。

① 累進制は、ごみを複数回に分けて搬入することで手数料を安く抑えようとする人がおり、クリーンセンターの近くの住民や事業者ほどそういった行動をとることが容易であるため、不公平である。また、車による環境負荷の増加、混雑、現場の作業効率の低下といった問題もある。

② 排出者が、ごみの量や、ごみ減量によるコスト削減効果を把握できることが望ましく、その点において、累進制は比例制よりわかりづらい。

また、現状の課金単位 100kg についても、上記と同様の理由に加えて、搬入量がわずかな差でも、負担額に大きな差が生じる場合があり、不公平であることから、計量単位である 10kg 単位に見直すことが望ましい。

ただし、これらの見直しにあたっては、ものを頻繁に買い替えて気軽に捨てるなど、安易なごみの持込を抑制するため、一定重量まで定額とする最低料金を設定することが望ましい。

(イ) 業者収集ごみ

業者収集マンションについて、分別の促進及び公平性の観点から、市収集と同様に、資源ごみ（プラスチック製容器包装）の手数料を燃やすごみより安価な区分として新たに設定することが望ましい。

なお、業者収集ごみも持込ごみと同様に課金単位が 100kg であるが、業者収集ごみは許可業者の 1 箇月間の搬入量（総量）に対して手数料が適用されるため、持込ごみのように顕著な問題になっていないが、公平性の観点から、持込ごみと同様に、課金単位を計量単位である 10kg 単位に見直すことが望ましい。

イ ごみ搬入手数料の水準等

＜これまでの主な意見＞

1 ごみ搬入手数料設定の基準となる水準

■ 業者収集ごみ・持込ごみ共通

- ・ ごみ処理にかかる費用（以下、「原価」という。）相当の手数料を排出者に負担いただくうえで、京都市もごみ処理の効率を高めるなどし、原価を抑える努力が必要不可欠である。
- ・ 原価相当という国の方針を踏まえると、（令和元年度の手数料算定基礎額 2,222 円/100kg から一時的な追加的費用の約 200 円/100kg を控除した）2,000 円/100kg 程度を目指す必要がある。
- ・ 民間リサイクルを促進するためには、民間リサイクル料金を上回る水準にすべきである。
- ・ 民間リサイクル料金との価格差を埋めていくことが当然の流れであり、まずは手数料を原価に近づけることが重要である。

2 改定する場合の暫定水準（激変緩和）

■ 業者収集ごみ

- ・ 前回改定は、手数料を複数回に分けて少しずつ高くしたことが価格転嫁を難しくした要因でもあるので、改定する場合、激変緩和を講じつつ、ある程度一気に高くした方がよい。
- ・ 2,000 円/100kg を目指す途中段階として、中間値の 1,500 円/100kg に改定することが考えられる。
- ・ 現状の手数料と手数料算定基礎額は差が大きすぎるため、他都市の料金も踏まえ、少なくとも 1,500 円/100kg 程度の金額に改定した方がよい。

3 改定する場合の時期及び周知・据置期間

■ 業者収集ごみ

＜コロナ禍や物価高騰を踏まえた改定時期について＞

- ・ 排出事業者・許可業者ともにコロナ禍や物価高騰で経営に苦しむ中、手数料改定は時期が悪く、排出事業者の理解が得られないため、直ちに改定することはあり得ない。また、今後の社会情勢を見通すことは難しいため、改定時期を決めることも難しく、決めたとしても、途中で点検する機会が必要である。
- ・ 物価高騰等を理由に契約料金を値上げする必要がある中、またすぐに手数料改定に伴う値上げとなれば、排出事業者の理解も得づらいため、改定時期はしっかり考えていただいたうえで、改定まで十分な期間を設けていただきたい。
- ・ 手数料を改定するには時期が悪いが、京都市が先頭に立ち、告知を徹底していただければ、排出事業者にも御理解いただけるのではないかと思う。

＜手数料の特性等を踏まえた改定時期について＞

- ・ 改定の時期（や金額）をあらかじめ決めておいた方が、事業者も計画が立てやすくなる。また、改定時期は、契約の切り替えに必要な期間も考慮する必要がある。
- ・ 改定する場合、前回改定と同程度の2～3年間の周知・据置期間を設けた方がよい。

（２） 業者収集ごみの搬入手数料を排出事業者適切に負担いただくための方策

前回の手数料改定では、排出事業者と許可業者の契約料金の見直しが十分に進まず、現状、ごみ搬入手数料の認知状況も決して高くないことから、今回手数料を改定する場合は、前回の手数料改定の教訓を踏まえつつ、京都市が先頭に立ち、排出事業者に対する周知啓発を徹底する必要がある。また、前回改定時になかった「ごみゅにけーしょん」等の啓発媒体も有効活用し、ごみ搬入手数料の認知を広げるなど、直ちにできる取組から進めていくべきである。加えて、排出事業者・許可業者・京都市の３者が連携し、相互理解を図りながら、排出事業者と許可業者の契約に係る自主ルール（ガイドライン等）の策定といった仕組みづくりを進めることが望ましい。

また、手数料改定に伴って契約料金を見直す際に、条例で定められている契約上限額（800 円/100L）がその妨げとなる可能性があることから、手数料改定と併せた契約上限額の見直しの検討が必要である。

（３） ごみ減量や民間リサイクルを促進するための方策

市民・事業者への意識づけを行い、２Ｒを徹底したうえで、それでも出てしまうごみのリサイクルを進めることが重要であり、市民・事業者だけでなく、リサイクル業者による理解・協力も必要である。

ア 木質ごみ（持込ごみ）

木質ごみの中には、家具等の粗大ごみも多く含まれ、これらは異物等の混入を理由に民間リサイクル施設での受入を断られる場合もあることから、リユースの促進策を幅広く検討すべきである。

木質ごみの中で最も多い量を占めるせん定枝については、発生抑制が難しいため、リサイクルが重要であり、せん定枝は公共事業からも多く発生していることから、リサイクルすることを仕様で定めるほか、リサイクル業者とも連携し、リサイクル製品を公共施設で優先的に活用するなど、リサイクルの需要と供給の側面から行政が率先的に対策を講じていくことが望ましい。

また、木質ごみに限らず、持込ごみ全体として、ごみの搬入抑制や不適正排出の防止の観点から、事前申込制を含め、対策を検討することが望ましい。

イ 食品廃棄物（業者収集ごみ）

食品ロスの削減を中心に、まずはリデュースを徹底することが必要不可欠である。

そのうえで、それでも出てしまう食品廃棄物をリサイクルすることも必要である。

食品リサイクルの促進のためには、小規模の事業者を含めて関心を持って取り組んでいただくことが重要であり、京都市の「特定食品関連事業者制度」の点検のほか、事業者同士で連携・協力したリサイクルループの構築といった新たな取組の検討も望ましい。また、市内にリサイクル施設がなく、やむを得ず、比較的遠くの他府県まで運搬してリサイクルしている実態もあることから、中長期的には、市内への施設整備（誘致等）も進める必要がある。

(4) 今後の定期的な点検

持込ごみと業者収集ごみの搬入手数料は、直近の改定からそれぞれ約13年と約8年が経過しているが、平成13年度以前は、ごみ搬入手数料を概ね4年毎に点検・見直しを行っていたように、本来、当該手数料が適正なものになっているかを確認するための定期的な点検とそれに基づく見直しが必要である。

また、手数料改定の理解を得るためには、京都市は処理原価を徹底して削減する努力が必要であるが、コロナ禍でごみの排出量が減少するとともに、循環型社会に向けて、より一層のごみ減量が必要とされる中、ごみ量の減少を上回る割合で処理原価を削減しなければ、手数料算定基礎額（単価）は上昇してしまうため、京都市はこれまで以上に処理原価を削減する取組が求められ、この観点からも点検が必要である。

なお、ごみを減量したにもかかわらず、手数料が上昇することは排出事業者の理解を得にくいため、次回点検時において、ごみ減量によって手数料算定基礎額（単価）が上昇した場合には、一定の配慮策を講じることが望ましい※。

また、ごみ搬入手数料と密接な関係にある民間リサイクルの進捗についても、点検を実施することが望ましい。

※ ただし、京都市全体のごみ量の減少により、手数料算定基礎額（単価）が上昇し、それに応じて手数料が見直されたとしても、排出事業者の手数料の支払いが従量制であり、京都市全体のごみ量の減少割合と同程度以上にごみ減量した場合は、排出事業者の負担額は変わらない又は減少する。

	前	後
①事業ごみの処理経費（総額）	40 億円	40 億円
②事業ごみ量（全体）	20 万トン	16 万トン
③手数料算定基礎額 = 手数料：①÷②	2,000 円/100kg	2,500 円/100kg
④ある排出事業者のごみ量	1 トン	0.8 トン
⑤ある排出事業者の手数料負担額：③×④	20,000 円	20,000 円

資 料

資料 1：諮問文

資料 2：審議の経過

資料 3：京都市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

資料 4：ごみ搬入手数料等検討部会委員名簿

資料 5：手数料算定基礎額の算出方法

諮 問 文

環 循 資 第 6 1 号

令和4年1月26日

京都市廃棄物減量等推進審議会
会長 酒井 伸一 様

京都市長 門川 大作



ごみ搬入手数料等の今後のあり方について（諮問）

標記について、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り、答申いただきますようお願い申し上げます。

記

（諮問事項）

ごみ搬入手数料等の今後のあり方

- (1) 持込ごみ及び業者収集ごみの搬入手数料の体系及び金額の水準について
- (2) 業者収集ごみの搬入手数料を排出事業者に適切に負担いただくための方策について
- (3) 民間リサイクルを促進するための方策について

(諮問理由)

本市では、貴審議会からの答申をお受けし、令和3年3月に策定した「京・資源めぐるプラン-京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030)-」において、事業系一般廃棄物の搬入手数料がごみ処理コスト(以下「原価」という。)や周辺市町村の手数料、食品廃棄物・木質ごみの民間リサイクル料金よりも低いことを踏まえ、排出事業者責任の考え方に基づき、民間リサイクルを阻害せず、かつ事業者に過度な負担を強いない適切な搬入手数料のあり方を検討することとしています。

事業系一般廃棄物の搬入手数料については、排出事業者責任や民間リサイクル促進の観点から、近年、国が「原価相当の料金を徴収することが望ましい」という方針を示しており、本市においても、これまでから原価に近づける形で段階的に改定を実施してきた結果、以前と比べて、原価及び民間リサイクル料金との乖離は縮小しています。

しかしながら、搬入手数料と原価との乖離は未だ大きく、民間リサイクルを阻害する要因の一つにもなっており、加えて、本市の極めて厳しい財政状況を踏まえると、搬入手数料の適正化は喫緊の課題となっています。

一方、搬入手数料の適正化に当たっては、業者収集ごみが、手数料を本来負担いただくべき者(排出事業者)と実際に納付する者(一般廃棄物収集運搬業許可業者)が異なるという特性を踏まえ、両者による契約の中で排出事業者に適切に負担いただくための方策を検討することが必要です。あわせて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業者への影響にも留意する必要があります。

さらに、持続可能な循環型社会の実現に向けては、民間リサイクル料金を踏まえた搬入手数料の水準についてだけでなく、本市周辺のリサイクル施設の状況等を踏まえた民間リサイクルの促進方策についての検討が求められます。

以上のような現状を踏まえて、ごみ搬入手数料等の今後のあり方について御審議いただきたく、貴審議会に諮問いたします。

審議の経過

年月	内容
令和4年 1月26日	【本会】 ・諮問（ごみ搬入手数料等の今後のあり方について） ・背景・課題
令和4年 2月9日	【第1回部会】 ・各論点に係るこれまでの経過 ・今後の審議内容（事務局案） ・今後のスケジュール ・アンケート調査案
令和4年 4月20日	【第2回部会】 ・ごみ処理原価 ・搬入手数料の体系（持込ごみ）
令和4年 6月28日	【第3回部会】 ・搬入手数料の体系（持込ごみ） ・搬入手数料の体系（業者収集ごみ） ・業者収集ごみの搬入手数料を排出事業者に適切に負担いただくための方策 ・アンケート調査結果（民間リサイクルを除く）
令和4年 8月24日	【第4回部会】 ・民間リサイクル促進のための方策 ・搬入手数料の水準
令和4年 10月3日	【第5回部会】 ・答申素案（搬入手数料の水準を含む）

京都市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿（敬称略，五十音順）

氏名		役 職 名
	あさり 浅利 美鈴	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
	ありち 有地 淑羽	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都（京都消団連）副理事長
	ありもと 有元 伸一	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 環境委員会 委員長
	うえだ 上田 照雄	京都商店連盟 会長
	おか 岡 展也	京都百貨店協会 事務局長
	おだ 織田 英夫	京都市保健協議会連合会 副会長
◎	さかい 酒井 伸一	公益財団法人京都高度技術研究所 副所長
	さきた 崎田 ゆう子	ジャーナリスト，環境カウンセラー
	ささき 鷺鷥 真知子	日本チェーンストア協会関西支部 参与
	さとう 佐藤 文絵	市民公募委員
	しまとう 島藤 真紀	市民公募委員
	しもむら 下村 しづ子	認定 NPO 法人 環境市民 副代表理事
	たむら 田村 ゆか	京都精華大学国際文化学部 教授
	とよだ 豊田 まゆみ	京都市地域女性連合会 常任委員
	なかお 中尾 まさゆき	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会ごみ減量事業運営委員会 委員
	にしだ 西田 としみつ	京都商工会議所 理事・産業振興部長
	ほり 堀 たかゆき	公益社団法人京都工業会 環境委員会 委員
	みやざき 宮崎 まり子	京都市小売商総連合会 副会長
○	やまかわ 山川 はじめ	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
	やまね 山根 ひろたけ	京都環境事業協同組合 副理事長

◎：会長 ○：会長職務代理者

ごみ搬入手数料等検討部会 委員名簿（敬称略，五十音順）

氏 名	役 職 名
ありち よしは 有地 淑羽	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都（京都消団連） 副理事長
いわい かずみち 岩井 一路	京都商工会議所 常議員
うえだ てるお 上田 照雄	京都商店連盟 会長
ぐんじま たかし 郡 篤 孝	同志社大学経済学部 名誉教授
さきた ゆうこ 崎田 裕子	ジャーナリスト，環境カウンセラー
しもむら しづこ 下村 委津子	認定 NPO 法人 環境市民 副代表理事
しんかわ こういち 新川 耕市	京都環境事業協同組合 理事長
みやざき まりこ 宮崎 真里子	京都市小売商総連合会 副会長
○ やまかわ はじめ 山川 肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
やまね ひろたけ 山根 弘丈	京都環境事業協同組合 副理事長

○：部会長

手数料算定基礎額の算出方法

1 ごみ処理経費等（ごみ処理経費，ごみ処理原価，管理費用）を算定

決算資料，人事情報，固定資産台帳等をもとに，ごみ処理事業に係る経費を人件費，物件費（処理費，委託費，減価償却費）などのいわゆる勘定科目ごとに積算する。

積算に当たっては，収集運搬や焼却等の直接的な作業部門と，ごみ処理に関わる啓発や作業部門の管理を担う管理部門（本庁職員等）に分類し，作業部門ではさらに生活系と事業系に分類して計上する。

生活系と事業系との分類においては，当該分類に特定できる費用はその分類に単独で計上（（例）家庭ごみの収集運搬費用→収集運搬部門の生活系）し，焼却施設の費用などの両分類に共通する費用は，ごみの処理量で生活系と事業系に案分して計上する。

積算された「ごみ処理経費」のうち，作業部門に係る費用が「ごみ処理原価」であり，管理部門に係る費用が「管理費用」である。（ごみ処理原価には管理費用は含まれない。）

＜国基準におけるごみ処理経費の内訳＞

	ごみ処理原価（＝作業部門に係る費用）								管理費用 （＝管理部門 に係る費用）
	収集運搬		中間処理 （焼却・破碎）		中間処理 （再資源化）		最終処分 （埋立）		
	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	
人件費									
物件費等									
移転費用									

人件費：職員給与費，退職手当引当金繰入額など

物件費等：処理費，委託費，減価償却費^{※1}など

移転費用：一部事務組合等への分担金，補助金など

作業部門：収集運搬部門，中間処理（焼却・破碎）部門，中間処理（再資源化）部門，最終処分（埋立）部門の4部門^{※2}の総称

※2 本市では従前から焼却・破碎と再資源化に係る費用を分類してきたため，国基準の中間処理部門を2分割し，4部門としている。

管理部門：作業部門の管理業務，啓発活動，集団回収，不法投棄対策，余熱利用施設，ごみ処理計画，一般廃棄物処理業等の許可業務など

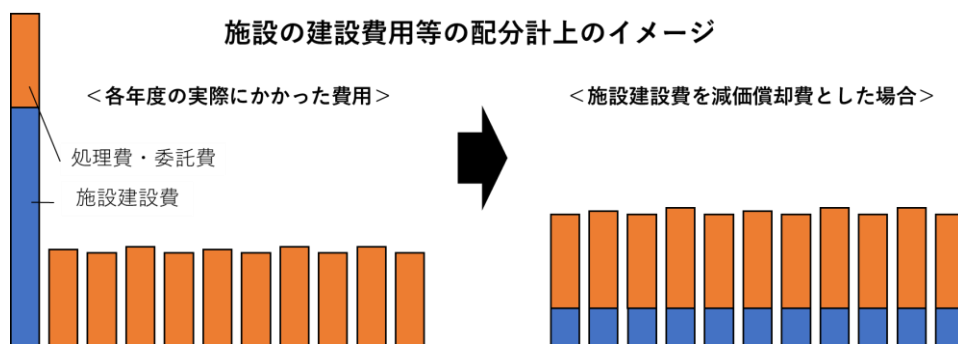
生活系：家庭ごみ（定期収集ごみ，大型ごみ，拠点回収，街頭ごみ）の処理に係る費用

事業系：事業ごみ（持込ごみ，業者収集ごみ）の処理に係る費用

※1 減価償却費について

施設の建設費用等は，建設等した年度に集中し，年度間で大きな差が生じ，経年比較が困難となるため，当該年度に一括計上せず，長期間（耐用年数）にわたって各年度に配分計上している。

施設の建設費用等の配分計上のイメージ



2 事業ごみの処理原価（総価）の抽出

1で算定した総額から、クリーンセンターに搬入され、手数料を徴収している「業者収集ごみ」及び「持込ごみ」に係る費用として、事業系の中間処理（焼却・破碎）及び最終処分（埋立）部門の費用を抽出する【下図の㊸及び㊹】。

	ごみ処理原価（＝作業部門に係る費用）								管理費用 （＝管理部門 に係る費用）
	収集運搬		中間処理 （焼却・破碎）		中間処理 （再資源化）		最終処分 （埋立）		
	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	
		㊸		㊹		㊺		㊻	

クリーンセンターに搬入され、手数料を徴収している

事業ごみの処理原価（総価）

<留意事項>

- ア 管理費用は対象としない。
- イ 事業系の収集運搬部門の費用（㊸）は、業者収集マンションプラの再搬費用及び、民間加工業者が引き取っている魚アウの中継施設に係る経費であり、対象としない。
- ウ 事業系の中間処理（再資源化）の費用（㊺）は、業者収集マンションプラの再資源化費用であり、対象としない。
- エ 事業系の最終処分（埋立）の費用（㊻）のうち、無料で受け入れ、焼却・破碎せずに直接埋立しているごみ（火事場ごみ等）は、手数料徴収の対象ではないため、その分の費用を控除した費用を抽出する。

3 ごみ搬入手数料の算定基礎額（単価）の算定

2のクリーンセンターに搬入される「事業ごみの処理原価（総価）」から、以下の「事業ごみの処理に係る収入等」を控除したものを事業ごみの搬入量で除することで、「ごみ搬入手数料の算定基礎額（単価）」を算定する。

「事業ごみの処理に係る収入等」について

ア 減価償却費の国補助金充当分

クリーンセンター等の大規模施設の建設に当たっては、国補助金（循環交付金）を活用しており、手数料との二重取りを防ぐ観点から、減価償却費の国補助金充当分を控除する。

イ 売電収入等

ごみ焼却に伴って発電した電力や破碎選別後の金属等の売却収入など、ごみ処理に伴う収入を控除する。

※ 生活系ごみの処理に伴う収入は対象とせず、共通の収入（事業ごみ単独の収入として特定できない収入）は、費用と同様に、ごみの処理量で案分する。

(参考) ごみ処理経費算定に係る算定基準の新旧比較

1 内訳区分

- 従来基準では直接費（ランニングコスト等）と間接費に分けていたが、国基準では直接費と間接費に分ける考え方はない。
- 従来基準では、部門別内訳等を算定する際は、管理部門費用を作業現場の人員比等で作業部門に配賦していたが、国基準では、管理部門費用は「管理費用」とされ、作業部門（＝ごみ処理原価）に配賦されることはない。

<従来基準の内訳>

		収集運搬	焼却・破碎	再資源化	埋立	管理部門
直接費	人件費					
	物件費					
間接費	人件費					
	物件費					
	減価償却費					
	起債利子償還額					
	授産会計					

部門別内訳等を算定する際は、
管理部門費用を人員比等で配賦

<国基準の内訳>

	作業部門に係る費用（＝ごみ処理原価）								管理部門に係る費用 (＝管理費用)
	収集運搬		中間処理 (焼却・破碎)		中間処理 (再資源化)		最終処分 (埋立)		
	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	
人件費									
物件費等									
移転費用									

2 施設の償却期間の取扱い（主なもの）

要素	従来基準	国基準	変更影響
ごみ焼却施設	20年	38年	施設ごとに増減するが、合計の減価償却費は減少
埋立地	15年	75年	

3 計上範囲

要素	従来基準	国基準	変更影響
退職手当引当金	対象外	対象（全部門）	人件費の増
ごみ袋製造経費	対象外	対象（収集運搬部門）	物件費の増
余熱利用設備・啓発施設等	対象外	対象（管理費用）	管理費用の増
就労支援給付金	対象（再資源化部門）	対象外	再資源化費用の減

※ 「ごみ搬入手数料の算定基礎額」に影響するのは、退職手当引当金のみ。それ以外は生活系の費用又は管理費用。

4 その他

国基準では、経常費用（ごみ処理経費）と経常外費用に分けられ、平成31年3月の東北部クリーンセンターでの火災事故の復旧費用等の非経常的なものは、経常外費用となる。